



# 空き家 ガイドブック

令和最新版



久喜市市民部交通住宅課

☎0480-22-1111 (代表)

皆さんに長い年月を過ごした家。

その場所には、数え切れないほどの思い出が詰まっていることでしょう。

しかし時が経ち、人生の終わりが近づくにつれ、その大切な場所が空き家となり、ひっそりと忘れ去られる存在になってしまふかもしれない—そんなことを考えると、心が締めつけられるような感じがしても不思議ではありません。

自分がこの世を去った後、住まいはどうなるのか?

残された家族がその行く末に迷うことなく、安心して未来を迎えるようにするために、

今、少しだけ立ち止まり、考えてみませんか。

思い出が詰まった家が、空き家として放置されることがないように。

このガイドブックは、あなたと家族の未来を守るために、

必要な情報と準備の方法をお届けします。

## 目 次

### 空き家問題

P2. 空き家の放置が招くリスク

P3. 空き家になる前の2つの準備

### 空き家の相続問題

P4. 相続の流れ

P5. 相続人の調査

P6. 法定相続分 相続人のケース別計算例

P7. 不動産の取り扱い

P8. 相続登記申請の義務化について

### 不動産の活用方法

P9. 不動産の活用時に使える制度

### エンディングノート

P11. 私の家系図

P12. もしものときの連絡先

P13. 私の住まいについて

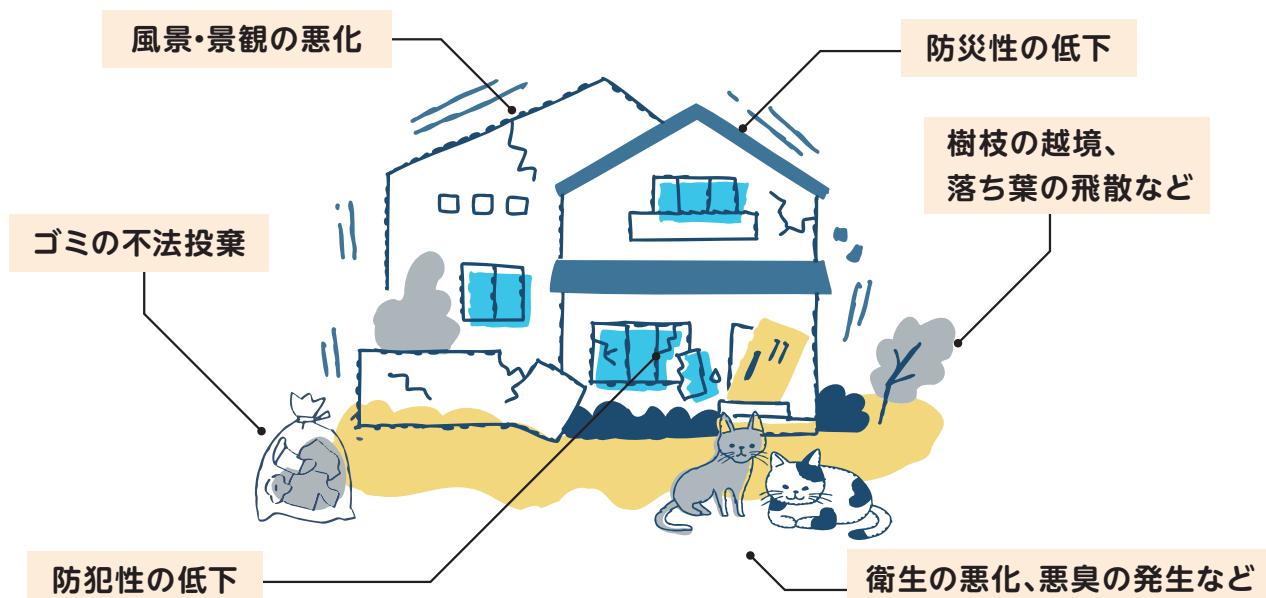
P15. 住まいをどうしたいですか?

P16. 決めておきたいこと

## 空き家問題

### 空き家の放置が招くリスク

空き家が適切に管理されず長期間放置されると、老朽化が進み、地域の「問題」を引き起こす原因となります。「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適切に管理する責務が定められています。



### 市役所から適切な管理を求める通知が来ることも…

空き家を適切に管理せず周囲に悪影響を及ぼした結果、市区町村から「管理不全空家等」又は「特定空家等」の認定を受けると、所有者は以下のような行政指導等を受ける場合があります。

助言・指導	空家等の適切な管理に必要な措置を取るよう助言または指導されます。
勧告	指導を受けて改善されない場合、固定資産税の住宅用地の特例から除外されます。
命令*	命令に違反した場合、50万円以下の過料が課せられることがあります。
行政代執行*	命令が履行されない場合、市区町村が代執行することができます。また、その際の費用は所有者から徴収します。

\*「特定空家等」のみ

## 空き家になる前の2つの準備

### 1 住まいの将来の準備

持家のある方と、そのご家族のそれぞれが、住まいに関するさまざまな情報を整理・共有して、その住まいをどうしていくのか?について事前に考え、決めておきましょう。

#### 持ち家のある方

- 家財・思い出の品等の整理
- エンディングノートの作成
- 住宅の基礎資料の準備  
(登記事項証明書、建築確認書、購入時の契約書類など) など

#### ご家族

- 相続税の試算
- 相続後の不動産の扱いの検討  
(自ら住み続ける、売却する、賃貸に出す、解体して土地を売却するなど) など

#### エンディングノートとは

自分に万が一のことが起こった時に備え、医療や介護、財産情報等、あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のこと。自分の死後、家族が困らないように、所有している財産や口座を開設している金融機関の情報、葬儀に関する希望などを書き留めておきます。

### 2 相続手続きの準備

自分、または家族が亡くなった場合に備えてあらかじめ相続の準備をしておくことは、残される人のためにも大事なことです。相続の準備や対策をするにあたっては、以下のポイントを押さえておきましょう。

#### 持ち家のある方

- 遺言書や財産目録の作成  
遺言書や財産目録は、ただ作成するだけでなく、その保管場所を推定相続人<sup>\*</sup>に伝えておくことが大切です。  
※推定相続人とは、現在の状況で相続が発生した場合に、相続を受けると推定される人のことです。

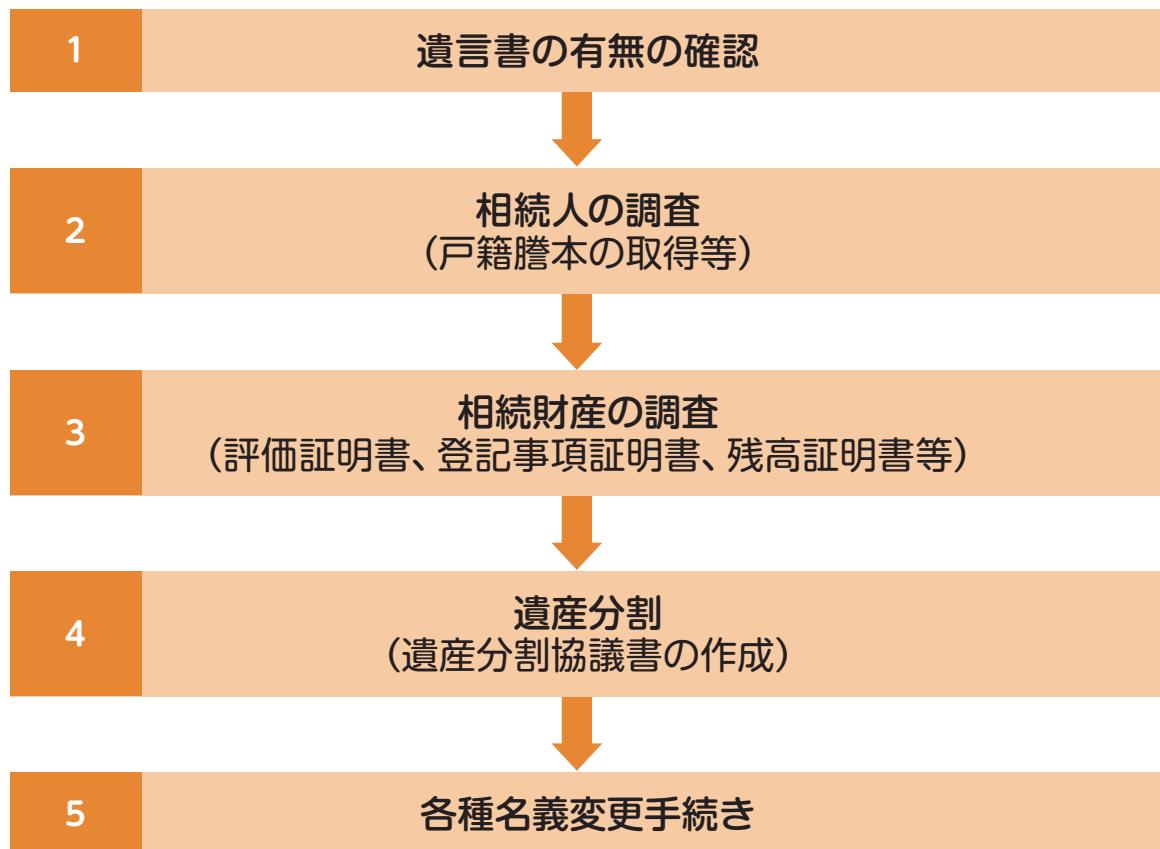
#### ご家族

- 遺言書・財産目録の有無の確認
- 相続人同士の話し合い
- 各種手続きの実施  
相続については、すべての法定相続人の合意を得ておくことが大切です。各種手続きは、行政書士など専門家に依頼することも可能です。

# 空き家の相続問題

## 相続の流れ

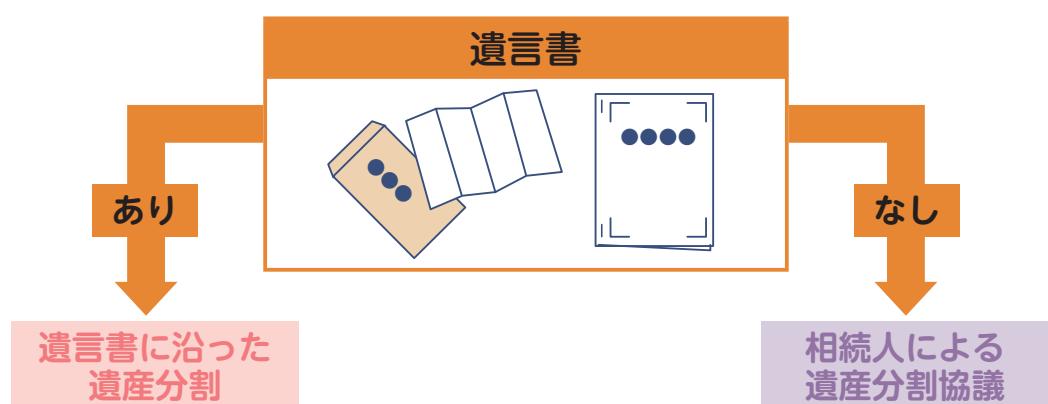
相続手続きは主に以下の流れで行われます。



### 遺言書の有無の確認

遺言書がある場合は、遺言書に沿った遺産分割となり、ない場合は、遺産分割協議を行い法定相続分を参考に話し合います。

遺言書では相続人でない方が相続財産の受取人に指定されているケースもあるため、まずは遺言書の有無の確認をしましょう。



## 相続人の調査

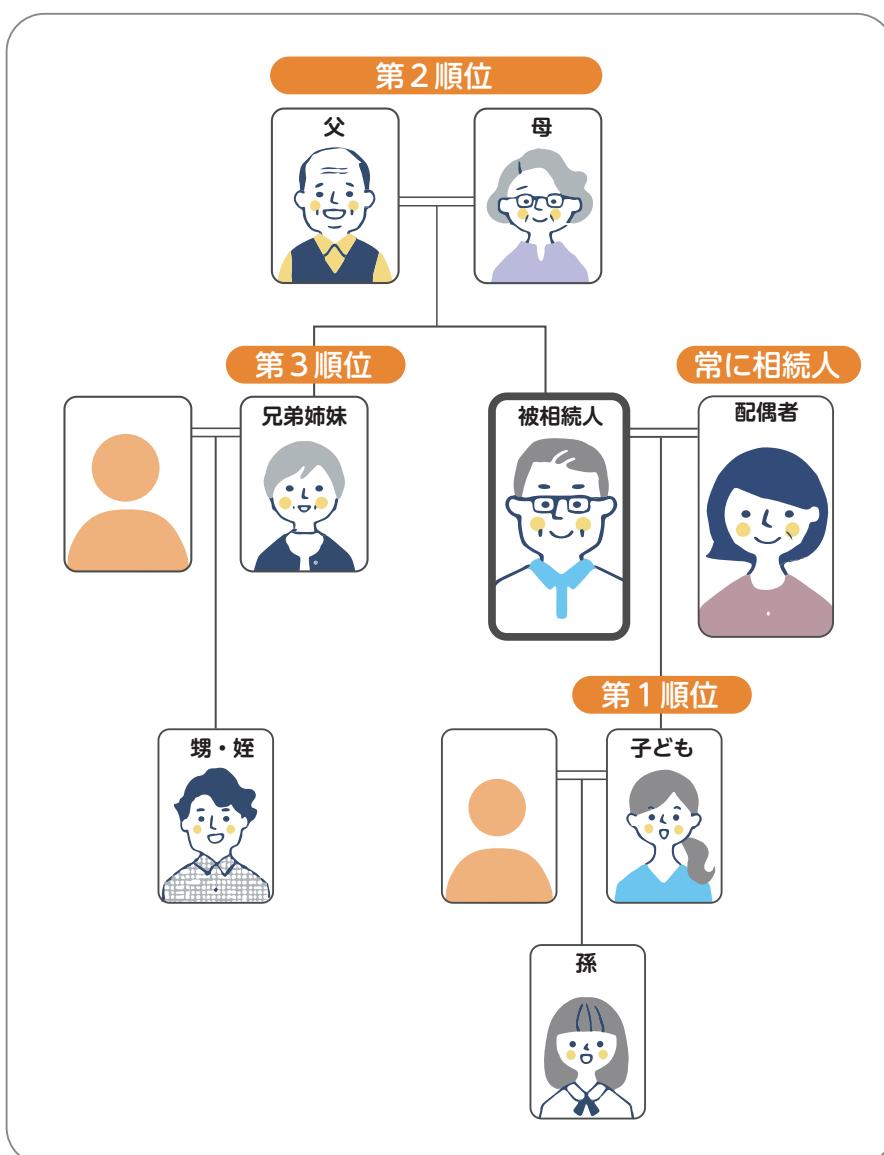
相続では民法により、相続財産を承継する相続人が定められています。それを「法定相続人」と呼びます。

法定相続人には順位が指定されており、存命の一番順位が高い方が法定相続人となります。遺言書を作成していなかった場合は、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。

また、遺産分割協議は、相続順位に基づく法定相続分を参考に進めることとなります。

法定相続人の調査は、故人様の出生から死亡までの戸籍謄本を辿り、確認することとなります。

### 「法定相続人」をしっかりと確認しましょう



常に相続人

配偶者

(法律上の配偶者に限る)

第1順位

子ども

(故人の場合は孫。  
孫も故人の場合はひ孫)

第2順位

親

(故人の場合は祖父母など)

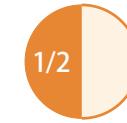
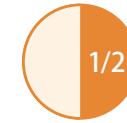
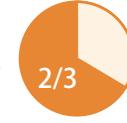
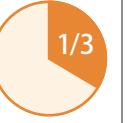
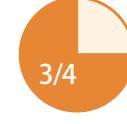
第3順位

兄弟姉妹

(故人の場合は甥や姪)

## 法定相続分　相続人のケース別計算例

例えば、相続人が配偶者と子の場合は配偶者が遺産の2分の1、残りを子の人数で分けます。配偶者と両親の場合は配偶者が遺産の3分の2を相続します。割合は以下の通りです。

相続人のケース	配偶者 (必ず相続人)	子ども (第1順位)	親 (第2順位)	兄弟姉妹 (第3順位)
配偶者・子ども	2分の1 	2分の1 	—	—
配偶者・親	3分の2 	—	3分の1 	—
配偶者・兄弟姉妹	4分の3 	—	—	4分の1 
配偶者のみ	全部 	—	—	—
子どものみ	—	全部 	—	—
親のみ	—	—	全部 	—
兄弟姉妹のみ	—	—	—	全部 

MEMO

## 不動産の取り扱い

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました

### 相続登記の流れ

#### 1 必要書類を収集／作成

登記申請をするときは必要書類を集めなくてはなりません。転籍や婚姻などをされている場合、転籍前や婚姻前の本籍地の市区町村で、除籍謄本や改製原戸籍を取得しなければなりません。手続きが煩雑になる場合、司法書士に依頼するといかもしません。また、法定相続情報一覧図を取得すると、それ以降、戸籍謄本などが不要となり便利です。

#### 2 登記申請

登記申請書やその他の必要書類の準備が整ったら、登記申請を行います。

登記申請は以下の方法があります。

**窓口申請**  
(不動産の所在地を  
管轄する法務局)

郵送申請

オンライン申請

MEMO

---

---

---

---

---

---

令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

# 不動産の相続登記の申請が 義務化されました！



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**  
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**  
**反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、未登記のものは義務化の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、  
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。  
相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。

# 不動産の活用方法

相続した空き家の土地活用を検討している場合は、空き家の扱いをどうするかを考えておきましょう。その方法とメリット・デメリットを以下にまとめました。

	空き家を生かして貸す	建て替えて貸す	更地にして活用する
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● 初期費用が少なくて済む</li><li>● すぐに収益を得られる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 収益性が上がる</li><li>● 集合住宅への建て替えで賃貸経営も可能になる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 立地条件に合わせて活用できる</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● 空き家の状況により相応の費用がかかることがある</li><li>● 競合の不動産との競争にさらされる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 建て替えの初期費用がかかる</li><li>● 収益を得られるまでに手間と期間が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 解体の費用がかかる</li><li>● 固定資産税の負担が重くなる可能性がある</li></ul>

## 不動産の活用時に使える制度



久喜市には、次のとおり空き家に関する各種制度があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に交通住宅課住宅係 (0480-22-1111) までお問い合わせください。

### 1

### 久喜市空き家の活用サポート窓口（通称：いえかつKUKI）

空き家の売却や賃貸、相続など、空き家の所有者、管理者やそのご親族、相続予定者が市と協定を結んだ専門事業者（不動産事業者、弁護士、司法書士）に相談できる制度です。



### 2

### 久喜市空き家バンク

空き家等の売買や賃貸を希望する所有者や相続予定者が、空き家等に関する情報を登録し、利用希望者へ紹介する制度です。



### 3

### 久喜市空家等除却（解体）補助金

市では、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等の除却を促進し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、市内の空家等の除却（解体）を行う場合、解体費用の一部を補助します。



## 4 久喜市空き家利活用補助金

市内の空き家を地域コミュニティの促進を目的とする施設へ改修する工事を行う場合、費用の一部を補助します。



## 5 老朽化した空家等の除却後の土地の固定資産税の減免

住宅が建てられている土地は、「住宅用地に対する課税標準の特例」（「住宅用地特例」といいます）が適用され、固定資産税が大幅に軽減されています。

住宅を除却し更地にすると、住宅用地特例が適用されなくなるため、土地の税額が上がりります。

市では、市が定める要件を満たしている除却後の土地について、最大3年間、固定資産税を減免します。



## 6 市街化調整区域内の老朽化した空き家の除却後の土地の建築に関する制限の緩和

市街化調整区域内の土地は、建築物が現存していなければ、通常、限られた方しか、新たに住宅を建築することができません。

市では、要件を満たしている除却後の土地に対し、最大3年間新たな住宅の建築等の制限を緩和します。



## 7 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

相続によって生じた空き家の売却で一定の要件を満たす場合は、譲渡所得から3,000万円が控除されます。



## 8 すまいの終活ナビ(建物の解体費用や土地の査定価格を無料で把握できます)

建物の解体費用や土地の査定価格をAIシミュレーションにより無料で把握できるサービスです。空き家の利活用や解体を検討する際の参考として是非ご活用ください。

※本シミュレーションは、空き家の適切な除却（解体）の促進に関して市と連携協定を締結した株式会社クラッソーネにより提供されています。



## 9 空き家の改装、改築、解体等の融資利率の引き下げ(さいしん空き家活用ローン)

空き家の有効活用を目的とし、空き家の所有者又はその家族が空き家を改装、改築、解体等を行うための資金を融資するもので、市内に空き家が所在する場合は、融資利率が店頭表示利率より0.2%引下げとなります。



# エンディングノート

## 私の家系図

相続を考えるためにも「家系図」を作成しましょう。この表に書き込んでいくことで自分の法定相続人が誰なのかを確認できます。

※法定相続人となるのは配偶者と血族です。同じ順位の人が複数いる場合には全員が相続人となります。先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人は相続人になれません。

### 書き方

亡くなった人の名前の横には×を記し、分かれば死因も記入しておきましょう。

鎌倉花子 ×  
脳梗塞

祖父

祖母

父

配偶者は、常に相続人になる

私

第一  
順位

子供が死亡している場合は  
孫、ひ孫に

子ども

子ども

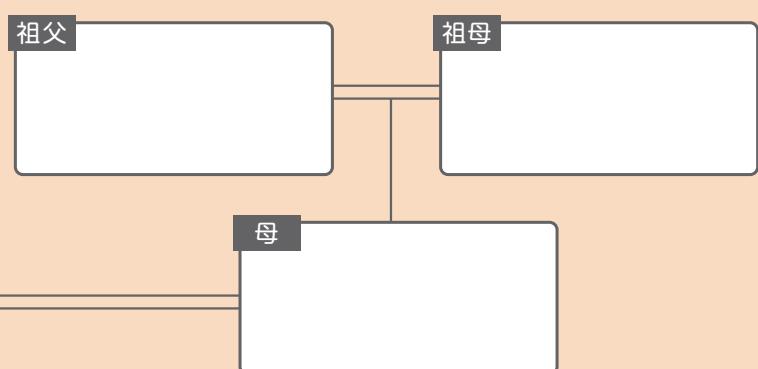
子ども

子ども

子ども

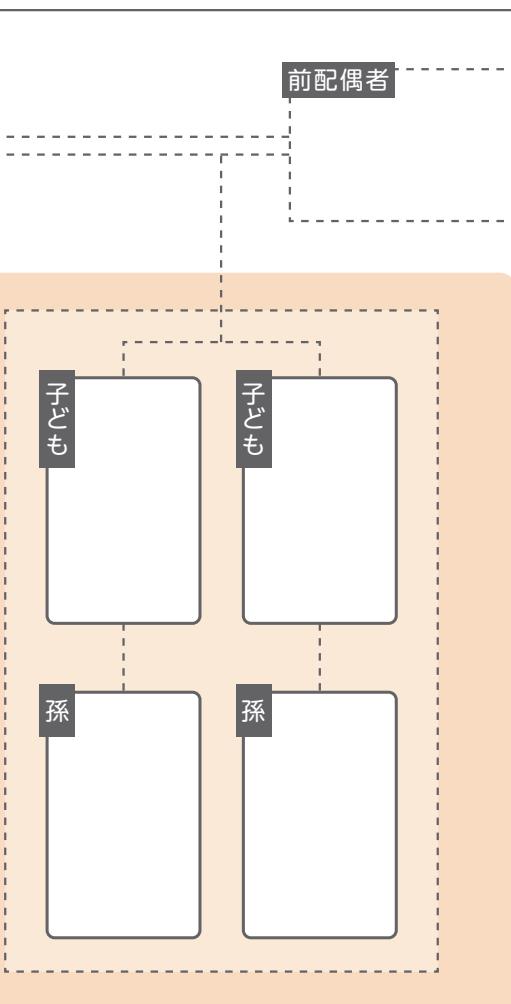
## もしものときの連絡先

名前と私との関係	住所・電話番号		
私との関係 ( )	〒	一	一
私との関係 ( )	〒	一	一
私との関係 ( )	〒	一	一



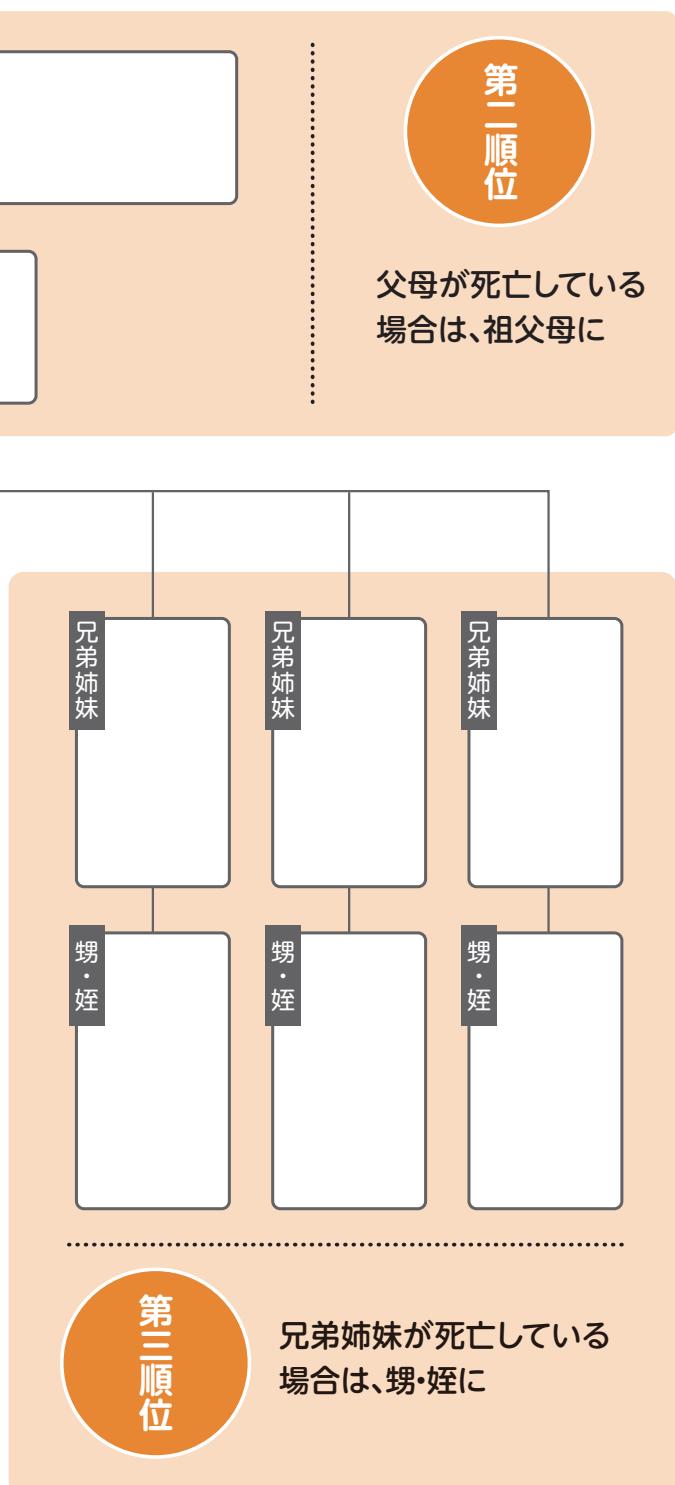
第二順位

父母が死亡している  
場合は、祖父母に



第三順位

兄弟姉妹が死亡している  
場合は、甥・姪に



## 私の住まいについて

エンディングノートには、土地や建物の「登記事項証明書」の情報を正確に記しておきましょう。将来の相続や売却手続きをスムーズに進められます。

※地番は住所と異なる場合があるので、必ず書類で確認しましょう。

不明点がある場合は、お住まいの地域の役所、または法務局の地図で確認しましょう。

### 住まいの土地について

東京都特別区南都町一丁目101  
全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調査 [全般]	不動産番号 0000000000000000
地図番号 [全般]	審査特定 [全般]	
所在 在 特別区南都町一丁目		[全般]
① 地 番 101番	② 地 目 宅地	③ 地 積 m <sup>2</sup> 300.00
原因及びその日付(登記の日付) 不詳 (平成20年10月14日)		
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎		
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)		
権位番号 1	登記の目的 所有権保存	受付年月日・受付番号 平成20年10月15日 第637号
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号
権利者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎		
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)		
権位番号 1	登記の目的 保有	受付年月日・受付番号 令和1年5月7日 第807号
権利者 特別区北都町三丁目3番3号 法務五郎		
原因 令和1年5月7日金銭消費貸借契約設定 債務額 金4,500万円 (年利5%) (3~5年日割計算) 期初支払額 1,500万円 (年利5%) (3~6年日割計算) 債務者 特別区北都町三丁目5番5号 法務五郎 属当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同賃貸 甘利の助 2340号		
共同担保目録		
記号及び番号 (a)第2340号	権利の表示	調査 令和1年5月7日
番号 1	権利の目的である権利の表示 特別区南都町一丁目 101番の土地	権位番号 1 [全般]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 1 01番の建物	権位番号 1 [全般]

見本

\* 下線のあるものは既済事項であることを示す。  
整理番号 D12445 ( 1 / 3 ) 1 / 2

所在地	地番	地目	名義人(所有者)	備考
中央区新町一丁目	101番	宅地	法務 五郎	南側の土地の境界が確定していない。

#### 上記の参考にした書類

例:登記事項証明書や公図(法務局の地図)、固定資産税課税台帳、不動産売買契約書、権利証(登記済権利証または登記識別情報)



## 住まいの建物について

東京都特別区南都町一丁目101番地

表題部 (主である建物の表示)		説明	不動産番号	
所在番号		[未記入]	00000000000000	
所在	特別区南都町一丁目 101番地	[未記入]		
家屋番号	101番	[未記入]		
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	木造かわらぶき2階建	1階 80:00 2階 70:00	令和1年5月1日新築 [令和1年5月7日]	
表題部 (附属建物の表示)				
序号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)
1	物置	木造かわらぶき平家建	30:00	〔令和1年5月7日〕
所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎				
権利部(甲区)(所有権に関する事項)				
権位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎	
権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)				
権位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借契約日設定 抵当権 金4,000万円 利息 年2.60% (年365日割計算) 損害金 年14.5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎 抵当権者 特別区南都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 日野川第2340号	
共同担保目録				
記号及び番号	[未記入] 第2340号	説明	令和1年5月7日	
番号	担保の目的である権利の表示	権位番号	予備	
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	I	[未記入]	
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 I 01番の建物	I	[未記入]	

\* 下線のあるものは既済事項であることを示す。

整理番号 D12445 ( 2 / 3 ) 1 / 2

所在地	地番	名義人(所有者)	備考
中央区新町一丁目	101番	法務 五郎	

### 上記の参考にした書類

例:登記事項証明書や公図(法務局の地図)、固定資産税課税台帳、不動産売買契約書、権利証(登記済権利証または登記識別情報)

## 住まいをどうしたいですか？

不動産の相続では、相続を受ける人（相続人）に金銭的な負担が発生します。そのため、ご自身、またはご家族が、あらかじめ「住まいをどうしたいか」というご希望を明確にしておくことが大切です。

※ここに記載しても遺言書のような法律上の効力は発生しませんのでご注意ください。

### 土地について

#### 私が生きている間

- 売りたい
- 貸したい
- 死ぬまで住み続けたい
- その他



#### 私が亡くなった後

- 売却してよい
- 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- 特定の家族などに引き継がせたい
- その他

### 建物について

#### 私が生きている間

- 売りたい
- 貸したい
- 死ぬまで住み続けたい
- その他



#### 私が亡くなった後

- 売却してよい
- 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- 特定の家族などに引き継がせたい
- その他

## 決めておきたいこと

「住まいをどうしたいか」というご希望によって、やらなければならないことやその相談先は異なってきます。下記のように整理してみましたので、ぜひご参考にしてください。

### 1 生前にスッキリさせたい場合

ご希望	やること	相談先
生前に売却、または贈与したい	・登記簿の確認 ・隣地境界の確認 ・家財の整理	・司法書士 ・行政書士 ・土地家屋調査士 ・不動産業者 ・ファイナンシャルプランナー
賃貸したい	家財の整理	・不動産業者
	管理人の選定	・不動産業者
	任意後見契約、または財産管理委任契約の締結	・司法書士 ・行政書士
	信託契約の締結	・弁護士 ・司法書士 ・行政書士

### 2 相続をスムーズに進めるために準備しておくこと

ご状況・ご希望	やること	相談先
・相続登記されていない ・建物が未登記 ・相続財産が未分割であることがわかった	相続登記	・司法書士 ・行政書士 ・土地家屋調査士 ・ファイナンシャルプランナー
家族などに相続（遺贈）したい	家財の整理	
死亡後の住まいのことは遺産分割などにより家族の相談に任せるが、当面の管理者を指定しておきたい	信託契約や死後事務委任契約の締結	・司法書士 ・行政書士 ・ファイナンシャルプランナー
不動産の取得者が売却予定の場合	登記簿の確認 隣地境界の確認	・土地家屋調査士 ・不動産業者

## MEMO

## MEMO

## MEMO

# 不動産に ついてのお悩み まずはご相談ください

# 家・土地 買います 売ります

残置物の  
片付け

無料査定

不動産  
買取リフォーム  
提案

賃貸管理

即現金化

こんなお悩みございませんか？

- 不動産を相続したけどどうすればいいか分からず
- 管理に困っているアパートがある
- 早急に現金化したい 等

お気軽にお問い合わせください。

0480-57-0055

営業時間：9:00～18:00(水曜定休)



株式会社トラストエステート(ハウスランド)

埼玉県久喜市鷺宮4丁目10番34号 FAX:0480-59-0069  
<https://www.un-fudousan.co.jp/> E-MAIL:info@houselandkuki.jp

ハウスランド 久喜 | 検索

埼玉県知事(4)第20902号

## いい相続

3つの質問に答えるだけで、  
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 &gt;&gt;&gt;



## 相続手続き 無料1分診断



簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。

診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる！

 法定相続人の人数はわかりますか？ 該当する相続財産をお選びください  相続税の申告は必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き  
無料1分診断は  
こちらから！

いい相続 1分診断

▼ 診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

# 相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、  
何も手をつけられていない

家族がもめない  
きちんとした  
遺言書を書きたい…

山林や別荘、実家…  
売れない、貸せない  
不動産をどうにかしたい

安心して  
親を任せられる  
介護施設が  
見つからない…

実家のお墓を  
墓じまいしたい…

## そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決！

相談は  
無料

最適な  
専門家を  
紹介

何度でも  
相談OK

スマホで  
相談可能\*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社  
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

\*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話  
無料

# 0120-948-644

Webで  
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

\*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



親のこと 私のこと  
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マリイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

# 大切な思い出の品々、心を込めて お手伝いさせていただきます。

**出張費用  
査定料  
無料**

**土日祝日  
対応**

**遺品整理**

**生前整理**

**不用品買取**



**／整理だけでは終わらない／  
土地や建物に関する  
ご相談も承ります**

**空き家・家財整理**

**特殊清掃**

**消臭**

**除菌**

**原状回復工事**

**リフォーム**

**売却相談**

**このような不安お持ちの方ご相談ください。**

- 遠方に住んでいるのでなかなか整理に行くことができない。
- 遺品が大量でどうすればいいか悩んでいる。
- 重い物が多く、整理が難しい。
- 入院や施設に入居する前に自宅を売却しておきたい。
- 遺品の供養・お焚き上げをしてほしい。
- 故人が所有していた車やバイクを処分してほしい。

## 遺品・生前・家財整理、荷物の片づけ ご利用料金目安

〈間取り / 基本料金(税込)〉

**1K/38,500円～(作業員1名)**

**1LDK/77,000円～(作業員2名)**

**2LDK/154,000円～(作業員2名)**

**3LDK/187,000円～(作業員3名)**

※基本料金には、養生作業・必要品・不必要品等の仕分け・梱包搬出作業・廃棄物処理費・運搬車両費・簡易清掃が含まれます。

※基本料金に家電リサイクル費用は含まれておりません。

※基本料金は目安となります。詳細は現場確認後、お見積り金額は決定します。

※荷物の量や作業環境(駐車環境・作業人数・エレベーターの有無やお住まいの階層等)により、料金は変動します。

スタッフが  
迅速に  
対応します



## ケアリンク合同会社 0120-978-632

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡890-2-B 時間／10:00～20:00 年中無休(年末年始除く)

古物商許可番号(第)431080037134号 提携会社 株式会社朝日ハウジング 埼玉県知事免許(7)169494号

遺品整理の相談窓口

一般廃棄物の収集・運搬については、自治体の許可事業者に依頼しております。

発行年:2025年9月

発行:久喜市

編集／制作:株式会社鎌倉新書

相談  
無料

いい相続



0120-964-746

受付時間:平日9時~19時/土日祝9時~18時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます。